

令和6年度 真鶴町の教育基本方針・重点施策

1 基本理念 「教育は人づくり、人づくりはまちづくり、まちの未来づくり」 そして、そのすべての基盤は「互いの信頼」

急激な少子・高齢化が進展する中、「第5次真鶴町総合計画」に掲げる基本理念『「生（活）かす」「育む」「支え合う」』に沿った取り組みを基盤に、学校教育・社会教育を通して、子どもや町民が主人公の教育、一人一人を大切にした教育を推進します。

生涯にわたって学ぶことに意欲をもち、自分と異なる価値観を互いに認め合い、互いの絆を確かなものとし、支え合い、分かち合う人づくりを推進し、笑顔で心豊かな生活と文化が溢れるまちづくりをめざします。そのために、地域の宝であり将来を担う子どもたちを育てる学校教育の充実と、真鶴に住む人々の生活をさらに豊かにする社会教育の充実を、保護者・町民との信頼関係のもと図っていきます。

今年度は、平成30年度から推進してきた学校教育・社会教育両分野での「教育の魅力化推進計画」をさらに充実させるとともに、昨年6月に立ち上げた「真鶴町学校建設準備委員会」を中心に、交流と多様性をキーワードとした施設一体型の「小中一貫教育校」の実現に向けた話し合いを具体化させ、学校建設に係る「基本構想」の作成に取り組みます。

「教育の魅力化推進計画」の概要を次に示します。

【学校教育】

<目的> ① 学校が小規模化する状況の中でも、その良さを生かした教育活動を推進することにより、子どもや保護者、町民、教職員にとって魅力ある学校をめざします。

② 学校の魅力化を推進することで、少子化対策、子育て支援施策の充実を図ります。

<内容> ① ふるさと教育の推進

② ICT教育の推進

③ 外国語教育の推進

④ 幼（保）小中が連携した教育の推進

⑤ 確かな学力の育成

⑥ 支援教育・インクルーシブ教育の推進

【社会教育】

<目的> ① 少子・高齢化が進む中でも、町民にとって魅力があり持続可能な事業を行います。

② 社会教育の魅力を発信することにより、真鶴町のさらなる施策の充実を図ります。

③ 町民の健康づくりを推進し、活気溢れる元気なまちづくりをめざします。

<内容> ① 社会教育事業の充実

・町民の主体的な学習活動の推進と学習機会等の整備

・学校教育との連携による地域で子どもを育てる機運の醸成

② 文化財の保護と歴史・文化を生かしたまちづくり

・伝統行事の保護と後継者の育成

・歴史・文化遺産等の保護・活用と町指定文化財の再整理

③ 町民みんなで楽しむスポーツの振興

・地域に根ざした生涯スポーツ活動の推進

④ 社会教育施設の連携強化及び再整備と経営改善

<学校教育>

【前文】

学校教育では、幼小中の一貫した教育を通して「共に学び共に育ち、共に生きる力を育む教育をより一層推進する」ことを基本方針として、幼児・児童・生徒一人一人の個性を大切にし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、人格の形成をめざします。

その中で、少子化の急速な進展に対応する「教育の魅力化推進計画～学校教育～」の実施に努め、自己有用感を育み、未来を切り拓いていく力を育む教育を推進します。

さらに、学校の小規模化を主な原因とする学習指導及び児童生徒指導の諸課題に対しても、解決策の検討と取り組みを進めるとともに、教育活動の土台となる学校安全についても随時見直しと改善を行い、安全な学校生活の再構築を図ります。

(1) 確かな学力

「確かな学力」を育む教育を推進するために、「学びに向かう力・人間性等」の涵養と「思考力・判断力・表現力等」の育成をめざした主体的・対話的で深い学びのある授業の創造をめざします。そのために、豊かな学びの土台となる基礎的・基本的な「知識・技能」を確実に身に付けることをめざした、児童生徒一人一人の学びを大切にす指導の充実に努めます。

また、学校の小規模化の進行を見据えた学習指導のあり方を踏まえ、幼小中が一貫した教育の推進を図るとともに、ICT機器の活用をはじめとした具体の取り組みを推進し、学校と家庭が連携した学び直しのシステムの確立及び家庭学習の充実に努めます。

さらに、一人一人のわくわく感こそが学びの動機であると捉え、「創る」と「知る」が循環する学びへの転換をめざす「学びのSTEAM (Science 科学、Technology 技術、Engineering 工学、Arts 人文社会・芸術・デザイン、Mathematics 数学) 化」の浸透を図ります。

(2) 豊かな心

「豊かな心」を育む教育を推進するために、基本的自尊感情の育成、規範意識の確立、多様性の尊重、コミュニケーション能力の育成 (人間関係づくり・社会性の伸長)、安心して学ぶことのできる受容的な人間関係・安全な環境づくりを重点目標とした人権教育、児童生徒指導及び教育相談に取り組みます。さらに、学校の小規模化の進行を見据えた児童生徒指導のあり方の検討を踏まえ、人間関係プログラムを推進します。

いじめの防止については、「真鶴町いじめ防止基本方針」を推進する中で、いじめの早期発見・早期対応・解消に向けた適切かつ丁寧な対応を徹底し、未然防止策の充実と児童生徒のいじめに対する判断力や行動力の育成に努めます。

また、恵まれた自然や伝統ある歴史を生かしながら、郷土真鶴に根ざした「ふるさと教育」を推進し、故郷への誇りや郷土を愛する心、町の発展に主体的に関わる姿勢を育むとともに、国際社会が共通で取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs (Sustainable Development Goals)」をめざした社会の担い手を育みます。

(3) 健やかな体

「健やかな体」を育む教育を推進するために、遊びや学習を通して体を動かすことの楽しさを実感し、だれもが日常的にスポーツに親しもうとする運動習慣の定着をめざした取り組みを進めます。さらに、社会体育と連携し、家族でスポーツに親しむ習慣を形成するためにニュースポーツの普及を学校教育でも進めます。

(4) 学校の安全

令和2年1月に策定した「学校の安全管理見直し計画」に基づき、安全な教育活動及び安全な教育環境の整備を推進します。

(5) その他

- ・子どもの育ちを支える教育環境の整備については、児童生徒が気持ちよく生活できるよう、計画的に教育環境の整備に努めます。
- ・地域と連携した教育のより一層の推進のために、学校関係者評価委員会をはじめとした組織の機能を充実させるとともに、スクールサポーターによる教育活動を拡充していきます。

<社会教育>

【前文】

町民の主体的な学習活動の支援、学習機会の整備等を一層充実させ、「だれもが楽しく学べる、持続可能な生涯学習の実現を図る」ことを基本方針として、学校教育との連携を推進し、相互に施設や人材等の教育資源の活用が図られるような土壌を形成します。具体的には、豊かな自然や有形・無形の文化財の保護・活用を図り、町民がスポーツの楽しさを知り、健康でいきいきとした生活を送ることができる取り組みを支援し、元気なまちづくりを推進します。

特に、少子・高齢化が急速に進む中、子どもの成長を支える持続可能な社会教育事業の改善を進めていきます。さらに、地域・学校・家庭の3者が協働して地域づくりや学校づくりに努めることで、地域の活性化と学校教職員の負担軽減に努めます。

また、「障害者差別解消法」を踏まえて合理的配慮を心がけ、事業のバリアフリー化に努めます。

(1) 文化活動への支援

町民参画による多様な文化活動を支援し、日々の活動の中で築き上げた成果を活用したり発表したりする機会を積極的に提供します。高齢世代のもつ知識や経験と若い世代の活力を融合させ、持続可能な文化活動と心豊かな生活の実現に努めます。

(2) スポーツ活動の推進

幼児期から高齢期までの各期に合わせたスポーツ活動に親しむ場を提供することにより、町民の健康づくりを推進し、活気溢れる元気な町づくりをめざします。

特に、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が互いを大切にし、支え合うという共生の理念を理解し、だれもが気軽にスポーツライフを楽しむことができるよう、パラスポーツを取り入れたニュースポーツ活動を積極的に推進します。

(3) 青少年の健全育成

学校・家庭・地域及び関係機関が連携を密にし、地域全体で子どもたちに寄り添い、基本的自尊感情を育むことのできる環境の整備を図ります。

また、地域の教育力を活用し、子どもたちが安心して過ごせる放課後・休日の居場所づくりや他の自治体との連携・交流による様々な体験学習を通し、青少年の自主性や多様な見方・考え方の育成に努めます。

(4) 家庭教育への支援

教育の原点は家庭にあるとの認識に立ち、家庭・学校をはじめとする関係機関との連携を密にし、子どもたちに社会の一員としての自覚を促すとともに、福祉部局と連携した家庭教育支援事業の充実に努めます。また、家庭の中でコミュニケーションの機会をもてるよう、様々な事業を通して各家庭に働きかけます。

(5) 文化財の保護・活用

先人から受け継いできたかけがえのない町の文化遺産や伝統行事を保護するとともに、これらに触れる機会を、子どもたちをはじめとして町民に積極的に提供し後世に伝承していくことに努めます。

(6) 社会教育施設同士の連携事業の推進

公民館・図書館・美術館・博物館を有する恵まれた教育環境を生かし、施設同士が連携することで、より教育的効果の高い魅力的な社会教育事業を、地方創生事業として展開します。

(7) 社会教育施設の計画的な経営改善と改修

生涯学習を支える公民館等の各施設について、収支状況、入館者数など現状を十分踏まえ経営改善に努めるとともに、維持管理については「真鶴町公共施設個別施設計画」に基づき計画的な改修に努めます。

2 重点施策

<学校教育>

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」等の「生きる力」をより具体化した「生きて働く『知識・技能』」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』」の資質・能力を育成するために、教育課程全体を通して学習指導要領の円滑な実施と充実に努める。

特に、真鶴町の子どもたちの実態と今日的課題を踏まえ、「真鶴町幼小中一貫教育」をすべての教育施策の土台とし、特に次の事柄について指導の充実に努める。

(1) 学習指導

① 学級・学年経営を基盤とした「授業に関する真鶴スタンダード」の実践

授業に関する真鶴スタンダード

ア：落ち着いたある授業 いつでも・だれでも

イ：学び合う授業 「共に学び共に育つ」教育の中核

ウ：確かな学びのある授業 活動を通して何を学んだか、何の「力」をつけたのか

② 一人一人の学びを確実にするきめ細かな指導の充実

・指導体制の充実

・P D C A (Plan 計画、Do 実行、Check 評価、Action 改善) サイクルによる指導方法の工夫・改善

- ③ 学びへの意欲を高め、考える力や活用する力を育む深い学びのある授業の創造
 - ・考える力の育成に向けた対話や学び合いのある授業づくり
 - ・書く活動と習熟の機会を効果的に取り入れ、学びの定着を図る学習活動の工夫
 - ・学習のめあてとまとめを明確に位置づけた、児童生徒の主体性を育む授業づくり
- ④ ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) 機器を効果的に活用した教育の推進
 - ・ICT支援員の配置によるICT機器活用のための研修の実施と基本的操作技能の習得
 - ・幼小中合同教育研究会と連携したICT機器を活用した指導方法等の共有
 - ・プログラミング的思考を育む学習の充実とプログラミング教育等に関する研修の実施
 - ・ICT機器の活用による児童生徒の対話や近隣学校との交流の実現
 - ・デジタル教科書導入に向けた研修の検討
 - ・電子書籍導入に向けた検討
- ⑤ 外国語 (英語) 教育の充実
 - ・ALT (Assistant Language Teacher : 外国語指導助手) や英語活動指導員の配置による発達段階に応じた英語に親しむ教育の推進
 - ・英語によるコミュニケーション能力の基礎を培う教育の推進
 - ・幼小中合同教育研究会と連携した外国語教育の指導方法等の共有
- ⑥ 「確かな学力」の育成と学び直しの時間の充実
 - ・幼小中合同教育研究会と連携した全国学力・学習状況調査の結果分析と有効活用の推進
 - ・幼(保)小中の連携を基盤とした個に応じた学習指導・支援の充実
- ⑦ 支援教育・インクルーシブ教育の推進
 - ・「共に学び共に育つ」教育をめざした、合理的配慮に基づく学習指導・支援の充実
 - ・神奈川県立小田原支援学校湯河原校舎との連携の促進
- ⑧ 特別の教科「道徳」を要にした道徳教育の充実
- ⑨ 読書活動の推進 (社会教育との連携)
 - ・幼児期・児童期の読み聞かせの充実
 - ・学校図書館司書の配置による学校図書館の充実と町立図書館との連携の促進
- ⑩ 体力の向上に向けた取り組みの推進
 - ・休み時間における外遊びの奨励
- ⑪ 家庭と連携した家庭学習の充実
 - ・子どもの実態と今日的課題を踏まえた「家庭学習のすすめ」の改訂
- ⑫ 学習ボランティアの推進
 - ・スクールサポーター・コーディネーターの機能の充実

(2) 幼児教育の充実

幼児の自発的な活動としての遊びを通して、心身の調和の取れた発達の基礎を培い、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」といった資質・能力を一体的に育成する。さらに、町内私立保育所との連携を推進し、町全体の幼児教育のさらなる充実を図る。

- ① 幼児の主体的な遊びを通じた学びのあり方及び指導法の研究と実践
- ② 幼保・小の接続期における架け橋プログラムの見直し
- ③ 相手を意識した言葉による伝え合いの指導の推進
- ④ 豊かな感性や多様な表現を培う保育・教育活動の推進
- ⑤ 支援教育の視点を取り入れ、幼児一人一人の生活経験や発達に応じた幼児教育の推進

(3) 地域と連携した真鶴町幼小中一貫教育の推進

「真鶴町学校教育あり方検討会」から提出された報告書（令和4年7月22日付）の内容を受け、幼小中の12年間の子どもたちの育ちを支えていく、交流と多様性をキーワードとした一貫教育校実現のための準備を、「真鶴町学校建設準備委員会」を中心に地域と連携して推進する。その際、移住・定住促進の一助となるよう、“真鶴らしさ”を盛り込んだブランディング（価値を高め、他との差別化を図ること）を意識した取り組みに努める。

① 小中一貫教育校の実現に向けた取り組み

- ・「幼小中一貫教育による新たな教育の創造」を継続テーマとした研究の充実
- ・一貫教育への理解促進のための教職員向け研修会の実施
- ・幼小中合同教育研究会との連携を密にした、ふるさと教育、ICT教育、外国語教育をはじめとする12年間の教育カリキュラムの作成と実践

② ふるさと教育の充実

- ・地域理解と地域教材を活用した教育の充実をめざす「ふるさと教育研修会」の実施
- ・岩海水浴場を活用した水泳の授業の検討
- ・中学生の町防災訓練への参加の検討

③ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の小学校での立ち上げ

- ・既存の組織（学校評議員会、学校関係者評価委員会等）をベースに、町民等が学校運営に参画する仕組みの構築
- ・幼小中一貫教育を視野に入れた協議会運営の検討

④ 学校・家庭・地域の連携による教育のさらなる推進

- ・スクールサポーター・コーディネーターの機能の充実（再掲）
- ・安全安心サポーター・スクールサポーター・環境整備サポーター・読書推進サポーターの取り組みの推進

⑤ 食育の推進

- ・安全安心な小学校給食の提供
- ・小学校における地産地消の推奨や「お弁当の日」の実施
- ・小中一貫教育校建設に合わせた中学校における完全給食実施に向けた検討

(4) 児童生徒指導

すべての子どもが互いの人権を尊重し、個性を發揮し合いながら生活できる学校づくりを根幹として、児童生徒理解に基づく日々の小さな出来事への支援や、ルーティーンとなる日常の指導を積み上げ、きめ細やかで積極的な児童生徒指導の取り組みを進める。

① 児童生徒指導を通して育成する力

- ・基本的自尊感情の育成
- ・多様性の尊重
- ・規範意識の確立
- ・コミュニケーション能力の育成（人間関係づくり・社会性の伸長）

② いじめの未然防止と解消に向けた適切な対応

- ・きめ細やかないじめの把握
 - * 学期1回のアンケート調査等の確実な実施
 - * 日常の学校生活の中でアンテナを高くするための具体策の検討・実施
 - * 児童生徒への積極的な言葉かけによる、表れづらい悩み等への教育的アプローチの実施
- ・学級担任が抱え込むことなく、だれもが当事者という意識でのチーム対応

- ・関係者間の情報共有と行動連携による迅速な対応
- ・いじめにつながる言葉の実態把握と指導
- ・児童生徒がいじめ問題について主体的に考え、行動する教育活動（特にスマートフォン等SNSに関する問題への対応）と家庭への啓発の推進
- ・幼（保）小中の一貫した教育を活用した、いじめに対する判断力・行動力を育成する教育活動の計画と実践の積み上げ
- ・いじめの定義や未然防止策を家庭・地域と共有する取り組み
- ③ 言葉の指導と人権に配慮した言語環境の構築
 - ・自分の思いや願い、判断したことを適切に表現できる言葉の力の育成
 - ・相手の立場や状況、気持ちを考えた言葉遣いの指導
 - ・あいさつが自然に交わされる環境づくり
 - ・より良い人間関係づくりの基盤となる言語環境（文書・掲示物等）の促進
- ④ 児童虐待への適切な対応
 - ・家庭環境が心配な児童生徒に対する丁寧な見守りと情報共有
 - ・福祉行政や警察等、関係機関との情報共有と行動連携を密にした迅速な対応
- ⑤ 学校の小規模化の進行を見据えた取り組みの実践
 - ・人間関係プログラムをテーマとした研修の実施
 - ・人間関係プログラムによる児童生徒の人間関係構築力の向上
- ⑥ 諸課題に対する予防的な対策の推進
 - ・情報モラル、リテラシーに関する教育の充実
 - ・児童生徒がスマートフォン等を正しく利用する意識と態度の育成
 - ・規則正しい生活習慣の定着の推進

(5) 不登校の改善（教育相談の充実）

不登校の児童生徒への学校内外における相談体制の整備を進めるなど、不登校の子どもたちの教育機会について支援を図る。

- ① 予防的対応の実施と充実
 - ・教育相談コーディネーター及び養護教諭を中心とした教育相談担当と児童生徒指導担当との連携
 - ・学年や学級、学校の枠を越えたチーム支援の構築
 - ・だれもが安心して楽しく過ごせるような学級づくり、人間関係の形成
 - ・月の欠席3日以上の子童生徒への適切な対応と、遅刻が多い児童生徒への早めの対応
 - ・児童生徒への積極的な言葉かけによる、表れづらい悩み等への教育的アプローチの実施（いじめ問題への対応との関連性）
- ② 教育支援センター専任教員及び訪問相談員、教育相談員、教育子育て支援員等の連携と協働による不登校対策の充実
- ③ 福祉部局・SC（School Counselor）・SSW（School Social Worker）等の外部機関との連携による支援の充実
- ④ 校内支援室（リソースルーム、みんなの教室、ワンステップルーム）の体制の充実
- ⑤ 保護者に対する福祉行政と連携した支援体制の確立

(6) 児童生徒の安全に配慮した教育の推進

「学校の安全管理見直し計画」に基づき、教育活動中における事故を予防し、園・学校生活における安全な環境の整備に努める。

- ① 教材・教具等定期的な安全点検の確実な実施と改善
- ② 安全への配慮を常に意識した週案等の指導計画の作成と授業の実践
- ③ 危険予測、適切な処置・対応等、安全配慮に関する正しい知識を学ぶ研修の実施
- ④ 幼児、児童、生徒の視点に立った安全な環境整備の促進
- ⑤ 学校関係者評価委員会、学校評議員会等を活用した、外部の視点による学校安全についての点検の実施

(7) 登下校の安全と防災計画・防災教育の見直し・改善

大規模な自然災害の発生に備え、「学校・園防災担当者会議」での検討を通して、子どもたちの安全確保を最優先にした防災計画のあり方を追究するとともに、災害に遭遇した際に自ら考え判断し行動できる子どもを育成するための防災教育の充実を図る。

- ① 自治会、PTA、民生委員・児童委員協議会等と連携した通学路の見守り体制の確立
- ② 不審者情報等の迅速なメール配信
- ③ 実際の場面に生きて働く幼（保）小中の防災計画・防災教育の実践と検証
- ④ 「助けられる立場」から「助ける立場」をめざした地域防災活動への参加の促進
- ⑤ 登下校時の避難訓練の実施に向けた検討と、避難行動時の町部局等との連携の促進
- ⑥ 町内私立保育所と連携した幼小中の防災訓練の実施と改善
- ⑦ 被災時における学校再開への努力と避難所運営協議会（仮）と連携した避難所運営への協力

(8) 教職員の資質向上をめざした研修の充実

職場内の教職員教育「OJT(On the Job Training)」の実践を通して、教職員の資質能力や指導力・授業力の向上を図るとともに、人権感覚・人権意識の向上に向けた取り組みや不祥事ゼロに向けた取り組みを推進する。また、子どもと向き合う時間の確保をはじめとする持続可能な教育の構築に向け、研修会の精選や開催時期等の検討を進める。

- ① 職場内の教職員教育「OJT」の計画と推進
- ② 足柄下郡三町が連携した授業力・課題解決力・人格的資質の向上を図る研修の実施
- ③ 人権感覚・人権意識の向上を図る研修の実施
- ④ 不祥事ゼロに向けた取り組みの推進
 - ・「意識化・行動化・継続化」の指導の徹底
 - ・体罰根絶に向けた取り組みと指導法の向上
 - ・不祥事防止に対する防止対策の工夫と主体的な取り組みの推進
- ⑤ 安全な教育活動の実現に向けた研修の実施

<社会教育>

「町民主体の生涯学習」と「郷土愛を育む教育」を充実させる観点から、町民の多様なニーズと学習課題に応じた学習機会や情報提供の充実を図り、個々の主体的な学習活動や社会教育関係団体の自主的活動を支援する。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を果たし、一体となった取り組みを推進するとともに、先人から受け継いできた真鶴町の自然や文化遺産に触れる機会を町民に積極的に提供し、後世に伝承していく土壌を育む。さらに、地方創生事業において社会教育施設同士の連携事業の推進に努めるとともに、社会教育主事の養成・配置についての検討を進める。

(1) 文化活動の充実

- ① 日々の文化的活動への支援と、町民が主体となった活動成果の発表の場の提供
- ② 高齢世代の経験や知識と若い世代の活力の融合による持続可能な文化活動の推進
- ③ 会員の減少等により運営が困難となった団体への相談・助言業務の推進と支援体制の構築

(2) 生涯スポーツの振興

- ① 地域間交流、多世代間交流、共生理念の普及及び健康増進を図るための町民運動会・健康マラソン・ニュースポーツ大会等の開催
- ② 共生の理念に基づいたパラスポーツの普及を図るための町民ボッチャ大会の開催
- ③ 真鶴半島駅伝競走大会の再開に向けた体制づくりの検討
- ④ スポーツ団体やスポーツ普及に向けて活動している社会体育関係団体への財政的支援
- ⑤ 中学校部活動の地域移行に向けての周知
 - ・スポーツ推進委員、スポーツ協会等への情報提供
- ⑥ 町立体育館及び小学校体育館、中学校グラウンド等の施設の開放

(3) 青少年の健全育成

- ① 地域の教育力を生かした体験学習活動の充実及び他の自治体との連携
 - ・子どもフェスティバル（夏・冬）等、郷土が有する人材・自然・施設等を活用した体験事業の充実
 - ・他の自治体と連携した郷土にはない素材の体験事業の充実
 - ・地域の人材を活用した「放課後子どもいきいきクラブ」「まなづる土曜教室」「スクールサポーター事業」の実施による地域学校協働活動の推進
- ② 青少年問題協議会及び青少年育成連絡会での課題解決に向けた協議
 - ・子どもにとって安全安心な地域づくり（見守り活動やあいさつ運動等）の推進
 - ・スマートフォン等の被害から子どもを守る方策の検討・実施
 - ・町に住む大人として子どもの模範となるような言動を推奨する啓発活動の実施

(4) 家庭教育力の向上

- ① 「まなづる教育の日」や「真鶴家庭の日」の周知や取り組みの推進
- ② 「家庭学習のすすめ」を活用した家庭学習の定着
- ③ 子育て世代への情報提供や交流の場としての学習・体験講座の開催
- ④ 家庭での読書活動の推進につながる図書館事業の実施
- ⑤ 親子のコミュニケーションの機会を増やすための取り組みの推進
- ⑥ 福祉部局との連携強化と託児ボランティアの今後のあり方についての検討

(5) 文化財の保護・活用

- ① 真鶴町伝統文化行事の指定
- ② 貴船まつりをはじめとする伝統文化行事の後継者育成のための働きかけ
- ③ 文化的資産を活用した教養講座の開催
- ④ 町指定文化財の再整理とデジタルデータ保存の推進

(6) 読書活動の推進（学校教育との連携）

- ① 幼児期・児童期の読み聞かせの充実（再掲）
- ② 学校図書館司書の配置による学校図書館と町立図書館との連携の促進
- ③ 町立図書館を中心とした文字・活字文化の振興と事業の充実

(7) 社会教育施設の経営改善等

- ① 通年開館の実施と魅力ある展示や教育普及事業の展開（美術館、博物館、図書館）
- ② 地方創生事業として社会教育施設同士の連携事業の推進による魅力ある社会教育事業の展開
- ③ 社会教育施設が実施する体験活動への他自治体からの積極的な招致（交流人口の創出）
- ④ 美術館、博物館などの社会教育施設を中心とした文教地区構想に向けての検討
- ⑤ 民俗資料館のあり方についての検討（収蔵品の保管、岩地区あり方庁内検討会への参画等）
- ⑥ 徹底的な施設の経営改善と、「真鶴町公共施設個別施設計画」に基づいた改修工事の実施

<教育委員会>

(1) 教育委員会制度の趣旨を踏まえた取り組みの推進

- ・真鶴町教育大綱を踏まえた教育行政の推進
- ・保護者、児童生徒をはじめとする町民や学校から信頼される教育行政の推進
- ・学校支援を第一に考えた責任ある教育行政の推進
- ・迅速な判断と行動力による教育行政の推進
- ・開かれた教育行政の推進
- ・総合教育会議の充実
- ・今日的課題への対応（タブレット端末更新に向けての準備等）

(2) 学校における働き方改革の推進

- ・子どもと向き合う時間の確保をはじめとする持続可能な教育の構築
- ・教職員の勤務状況の適正把握と改善の推進
- ・学校給食費公会計化の令和8年度実施に向けた準備
- ・学校支援員の適正配置と学校との連携強化

(3) 小中一貫教育校の実現に向けた取り組みの推進

- ・学校建設に係る基本構想の作成
- ・特命指導主事の配置等、事務局体制の強化
- ・幼稚園・保育所のあり方を検討する組織の立ち上げ（福祉課との連携）
- ・「真鶴町学校建設準備委員会」「教育を語り合う会」「教育委員と教職員との懇談会」「児童生徒の願いを聞く会」の開催
- ・アンケート調査等による保護者の意識の実態把握
- ・住民説明会実施に向けての検討
- ・広報真鶴等、広報活動の充実
- ・教職員の兼務発令に向けての検討